

もしも事故に遭ったならば：

# あなたの果たした責任が 補償額を決める

現代は、社会生活に車が欠かせない時代です。若い世代の間では車の運転免許を取ることが常識になっており、もちろん車の数も増え続けています。だれもが自動車を利用する機会が増え、それに伴って事故に遭う機会も増えています。事故は決して他人事ではないのです。そこで、事故に遭った何をするべきか、またその後の補償について、新潟自動車保険請求相談センターで交通事故相談を担当している佐藤忠一郎さんにいかがいます。

## 交通事故に遭ったら とにかく警察へ届け出る

町で実施したアンケートで、講習会で交通事故に遭った時の対応について教えてほしい、という要望が、特に若い年代の人たちに多かったのですが、まずはそこから。「不幸にして事故に遭ったら、もちろん応急処置はしなくてはなりません、まず警察に届け出ることです。法律的に届け出る義務があります。しかし怠っている人が多いようです。免許停止とかの処分が怖くて、ということのよ

うです。しかし届け出が出ていないことを被害者が悪用して、無理を言ってくることもあるようです。そこまできなくとも、思いのほか被害が大きくて、話がこじれたりしたとき、届出の有無が問題になります。

あとは事故現場などを確認し、記録・メモをとっておくとか、証人の確保とかもやっておく。それと相手の確認ですね。それから、人身事故の場合は必ず医師の診断を受けること。医師

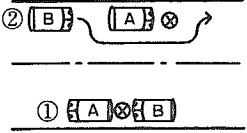
### ●同一方向に進行する車同士の事故

①追突事故で、A車が理由もなく急ブレーキをかけた場合

A車の過失	20%
B車の過失	80%

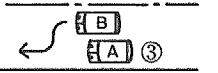
②追越危険場所の追い越しで、A車に避讓義務違反があったとき

A車の過失	10%
B車の過失	90%



③割り込み事故

A車の過失	30%
B車の過失	70%



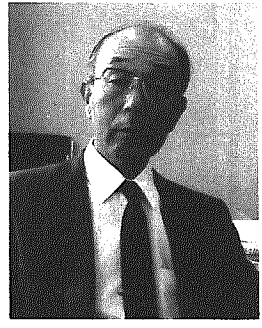
の発行する診断書がないと事故証明がもらえません」  
「ほかに事故を起こした場合、気をつけるべきことは、  
「保険制度というのは大変に便利な制度なのですが、加害者が保険会社に対応をまかせっきりにして、被害者のところへ見舞いに行かない、なんてことが最近多くなっているようです。被害者側から誠意がないと見られますから、あとで保険会社の示額に不満はないけれど、加害者の誠意がある、ということでも問題が難しくなることがあります。」  
加害者側の実利的な面から見ても、誠意が見られないということになると刑事上の責任が重くなり、当然、被害者側との話し合

## 被害者が損害額の全額を 保険でもらえるとは限らない

「被害者にも事故の責任があった場合、保険金が全額もらえないという話を聞きました。」  
「交通事故で当事者のどちらか

が100%悪いということは少ないのです。被害者に過失(事故の責任)がある場合、過失の程度によって賠償額が減額されます。これを過失相殺といいます。自動車を持つておられる皆さんが必ず入らなければならぬ自賠責保険は、被害者救済が目的ですから、被害者に過失があっても重大なものでない限り金額も減額されず、重大な過失でも20%減額された額をもらえます。しかし、任意保険では、被害者の過失割合(過失の程度)の範囲でしか、補償を受けられません。被害者の損害額が百八十万円の場合に、いくらもらえるか、という計算例を(8ページ下欄)見てください。被害者の過失が0%のとき(過失がないとき)は、自賠責・任意保険を合わせて百八十万円の全額がもらえますが、被害

者の過失が20%のときは二割減の百四十四万円しかもらえないのです」  
「過失割合の基準はあるのですか。」  
「基本的には裁判所の裁量にまかされていますが、公平な判断が必要ということで、基準はあります。保険会社でも裁判所の基準をもとにして賠償金を計算します。過失割合の基準例が9ページ左欄です。ただ全く同じ事故というものはありません。その事故その事故によって過失割合は違ってきます」  
「過失相殺の具体的な例をいくつかうかがいたいのですが。」  
「44歳の男性が酔っぱらった状態で、信号機の手前33メートルで道路を横断して事故にあった例では過失割合は40%でした。」



佐藤忠一郎さん(出)日本損害保険協会新潟自動車保険請求相談センター相談員)「交通事故のご相談はお気軽にご連絡ください。電話は225-1851です」

## 弱者の救済中心から 事故の責任問われる時代へ

「70%というのは被害者にとってもかなり厳しいのですが。」  
「自動車が出始めたころは弱者救済が主眼だったのですが、昭和30年代を過ぎたころから、たとえば飛び出しを悪いことと本人がわかってしまったような過失責任をとるという方向に変わってきました。最近では外観上、悪いことをしているというだけで、過失をとっているのではないか、というふう

を渋滞中横断して事故に遭ったケースで、過失割合は30%」

変わってきています。先ほどの例の場合ですと、親には子供を保護・監督すべき義務がある、つまり一人で出歩かせるな、ということなのです。ですから、弱者救済という頭でいると相当な過失をとられることもあり得ます。とにかく、事故に遭わないように気をつけなさいということなのです」

## ◎過失割合の基準例

### ●信号機のある横断歩道上の事故

①歩行者が青で横断、車は信号赤で横断歩道を通過

歩行者の過失	0%
--------	----

②歩行者が赤で横断、車は青で通過

歩行者の過失	80%
--------	-----

### ●信号機のある交差点の直進四輪車同士の事故

①A車青信号 B車赤信号

A車の過失	0%
B車の過失	100%

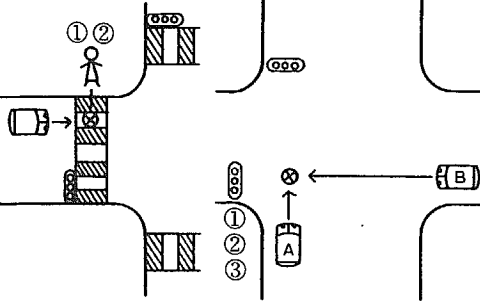
②A車黄信号 B車赤信号

A車の過失	20%
B車の過失	80%

③A、B車ともに赤信号

A車の過失	50%
B車の過失	50%

(「民事交通訴訟における損害賠償算定基準と過失相殺率等の認定基準」より)



\*交通事故相談は次のところでも行っています。  
◇新潟県交通事故相談所(☎285-5511内線2376、2377新潟県庁1階) ・受付時間…平日は午前9時～午後5時、土曜は午前9時～11時(日曜祝日は休み) ・相談は無料で、専門の相談員が相談に応じます。  
◇弁護士会法律相談センター(☎222-3765 新潟地方裁判所内弁護士会館) ・相談時間…平日の午後1時～4時 ・交通事故の相談は無料です。電話で相談日の予約が必要です。  
\*交通事故証明書をもらうには…申請紙が派出所、農協、損害保険会社などにあります。必要事項を記入し、自動車安全運転センター新潟県事務所へ郵便振替で申し込んでください。証明書が郵送で届くまで10日ほどかかります。手数料は1通600円。(交通事故に遭ったとき、交通事故証明書がないと保険金の請求ができません)